

令和6年度庁議報告事項	
第23回庁議（2025年3月4日）	総務部 総務課

【件名】 令和7年国勢調査の実施について

【要旨】

1 概 要

国勢調査は、統計法の規定に基づいて実施する人口に関する調査で、国内の人口実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、氏名、国籍、就業状態、仕事の種類など世帯員に関する事項や、世帯員の数、住居の種類などの世帯に関するもので、全部で17項目となっている。

大正9年（1920年）に第1回調査が行われ、令和7年（2025年）は第22回目の調査となる。

2 調査の時期・対象

令和7年10月1日を調査期日とし、区内に居住しているすべての人を対象とする。

3 調査区の設定

調査区は、「国勢調査令」及び「国勢調査の調査区設定の基準に関する省令」に基づき、3,872調査区を設定した。

4 調査員

町会・自治会の協力を得るほか、区登録調査員をあわせて約2,500名を国に推薦し調査員として任命する。

5 調査の方法

調査員が担当する調査区内の全世帯に対して調査書類を配布し、調査対象世帯は「インターネット」「郵送」「調査員への提出」のいずれかの方法で回答を行う。

6 広 報

区報、ポスター、ホームページ等により、周知を図る。

7 結果の公表

速報集計に係る報告書を令和8年9月末までに、確報集計に係る報告書を令和9年11月末までに公表する。